

事務連絡  
令和5年9月25日

各都道府県防災主管部局  
社会保障・税番号制度主管部局 } 御中

デジタル庁国民向けサービスグループ  
マイナンバーカード担当  
マイナポータル担当  
防災担当

### 罹災証明書のオンライン申請について（依頼）

平素より、防災行政及び社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の円滑な運用につきましては、格別の御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和2年10月26日付け事務連絡「被災者支援制度におけるマイナポータルの活用に係るガイドライン掲載様式（「罹災証明申請書」）の利用について」において、罹災証明書の発行申請に係るガイドライン掲載様式をすべての市区町村においてご利用いただけるよう、内閣府においてマイナポータルに登録したことを周知するとともに、当該様式を利用した電子申請の実現に取り組んでいただくようお願いしているところ、令和4年に総務省自治行政局地域情報化企画室において特に国民の利便性向上に資する手続等に係るオンライン化取組状況について調査を行い、罹災証明については、令和4年度末時点で1,002自治体がオンライン申請に対応いただいているところです。対応いただいた自治体の皆様におかれましては、ご対応いただきましたことに御礼申し上げます。

なお、各自治体のオンライン化状況一覧については、デジタル庁 HP において公開しています。  
([https://www.digital.go.jp/policies/administrative\\_procedures\\_online](https://www.digital.go.jp/policies/administrative_procedures_online))

まだ導入いただけていない自治体もありますが、罹災証明書のオンライン申請については、

- ・ 住民にとっては、罹災証明の申請のために、市役所を訪問する必要がなくなるとともに、災害発生後の申請が集中する時期においても、待たずにスムーズに申請することができる
- ・ 自治体にとっては、オンライン申請への対応により、市役所窓口での罹災証明書の申請受付に対する負荷が軽減される

などのメリットがあり、住民、自治体、双方から便利だというお声をいただいております。国においても、マイナポータルをご利用いただくことで、オンライン申請へ対応するために自治体で独自の追加的なシステム投資を行う必要はなく、対応作業についても自治体職員が容易に行うことができるものとしておりますので、災害の激甚化・頻発化により、これまで災害が少なかった地域でも災害が発生している状況も鑑み、改めて罹災証明書のオンライン申請について積極的に検討いただき、対応いただきますよう、お願いいたします。

また、それぞれの自治体における罹災証明のオンライン申請の対応状況について、ご検討結果としての対応予定を含めて把握したく、下記のとおり調査を実施させていただきますので、ご回答をお願いいたします。

## 記

### 1. 罹災証明書のオンライン申請への対応に関する調査

締 切：令和5年10月23日（月）

様 式：添付のとおり

提出方法：各都道府県の社会保障・税番号制度主管部局において管内市区町村分の回答をとりまとめの上、調査・照会（一斉調査）システムにより調査票の提出をお願いします。

以上